

茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の特色ある学校づくり推進に対し、市が交付金を交付することにより、小・中学校の特色ある学校づくりを促進し、もって本市学校教育の振興を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2 交付の対象となる団体は、各小・中学校に組織した特色ある学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(交付金額)

第3 交付額は、毎年度予算の範囲内において、市長が決定する。

(交付申請)

第4 交付金の交付を受けようとする委員会は、茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 推進計画書（様式第2号）

(2) 推進収支予算書（様式第3号）

(交付決定)

第5 市長は、第4の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては交付金を決定し、申請者に対し茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(交付請求)

第6 第5の交付決定通知書を受けたものは、茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金請求書（様式第5号）を市長に提出し、交付金の交付を請求しなければならない。

(交 付)

第7 市長は、第6の交付金請求書を受理し、審査のうえ、適当と認めたときは、当該請求委員会に交付金を交付する。

(実績報告)

第8 交付金の交付の決定を受けたものは、茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 推進実績報告書（様式第7号）

(2) 推進収支決算書（様式第8号）

(超過額の返還)

第9 交付金の交付を受けたものは、当該交付金の額が当該活動費の額を超えるときは、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

(交付の取消し等)

第10 市長は、交付金の交付を受けるものあるいは受けたものが、次の各号の1に該

当するときは、交付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他の不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

(市長の指示)

第 11 市長は、交付金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 28 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から実施する。

経過措置

この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。